

取扱区分：「公開」

令和2年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年9月10日（木）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室

令和2年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年9月10日(木) 午前10時03分～10時51分

2 場所 周南市役所 1F多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君				
第3番	いわ 岩	た 田	みのる 実	君	第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君					
第7番	とく 徳	もと 本	つとむ 勉	君	第8番	ひろ 弘	なか 中	ひさし 壽	君	第10番	た 田	なか 中	えい 榮	さく 作	君
第9番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君	第13番	ほら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君				
第11番	ふじ 藤	い 井	たかし 孝	君	第17番	ふじ 藤	わら 原	のり 典	こ 子	君					
第14番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君	第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)				
第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)	第19番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会長)				

(2) 欠席委員

第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	第6番	たか 高	はし 橋	めぐみ 恵	君
第12番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君	第15番	はやし 林	しゅん 俊	いち 一	君
第16番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君					

(3) 関係部署

産業振興部 農林課 主査 大木 幸代

(4) 事務局職員

局長	久野 哲郎	次長	原田 省二
次長補佐	時重 智一	書記	重岡 のぞみ

(5) 傍聴人

なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画の決定について 2件

第3 報告事項

報告第20号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 2件

報告第30号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 7件

報告第31号 現況証明について 9件

第4 議決事項（追加）

議案第34号 農地利用最適化推進委員の辞任について 1件

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、追加議案がございますので、議事日程第4として、議案第34号を提出いたします。

議案書は、お手元にお配りしております。

次に、委員の皆様へ議事の進行につきまして、次のとおりお願いを申し上げます。

周南市農業委員会会議規則第14条の規定により、議題に関して、ご意見ご質問のある方は、まず挙手していただき、議長が指名した後に、ご発言をお願いいたします。

また、ご発言は簡明にいただき、議題外にわたる、ご発言は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

また、携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中14名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番 ^{さいき}佐伯 ^{ともあき}伴章委員、第6番 ^{たかはし}高橋 ^{めぐみ}恵委員、第12番 ^{としみつ}歳光 ^{ときまさ}時正委員、第15番 ^{はやし}林 ^{しゅんいち}俊一委員、第16番 ^{まつだ}松田 ^{たかゆき}孝行委員の5名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時03分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和2年第10回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第3番 ^{みのる}岩田 実 委

員、第13番 ^{はらだ まさゆき} 原田 雅之 委員のご兩名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページおよび2ページ、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案6件です。

まず番号1です。

申請人は、記載のとおりです。

借受人は、営業用の大型車を増やすにあたり、現在の駐車施設では、スペースが確保できないことや、運送業の許可要件において、本社の半径5キロメートル以内に車庫を設けなければならないことなどから、適地である申請地の借り入れを申し入れ、貸付人が、これに応じたものです。

申請地は、菊川支所から北東へ約840メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

なお、申請地と市道の間には県有地がありますが、車両の通行に関しては、既に県の了解は得られています。

ただし、通行に際し通路部分の整地が必要となることから、この加工申請については、現在協議中とのことでした。

また、市道の側溝を横断するため、市道路課から道路工事施行承認を受けています。

立地の代替性はなく、農地転用の確実性については、資金計画書・被害防除計画書などその他の書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番 徳本委員

徳本です。

申請地、申請書及び基本添付書類については、不相当だと思います。

敷地周辺の処理が不明だという事が挙げられます。

土地利用計画書には表現されておられませんので、縦断面図、横断面図が記載されておられません。

従って、雨水の流水方向及び傾斜、これらの施工箇所が不明であります。

転用目的については、小学校の通学路がある。

それにも近いもんで私としては不相当だと思います。

農地区分から見た転用目的は相当だと思います。

それから計画実現の確実性、現時点では計画図並びに土地利用計画図を見ますに、判定出来ない所が有りますので不相当だと考えています。

計画面積位置の妥当性については、相当だと思います。

除外防除計画の妥当性については、私としては確認の方法が無いので、どうなっているか分からないので不相当としました。

敷地内に道水路がある場合の取り扱いについてであります。敷地の北側には水路が有ります。

それについてどうするか、説明が無いのでどうするか分かりません。

その他、法令許可等要するが、その見込みについて相当かどうかと言う事ですが、肝心のこの計画に至った駐車場の位置、本社から5キロメートル以内という検討について、私は計測が出来ませんでしたので分かりません。

それと、他法、法律関係が不明で有りますので軽率じゃないかと思えます。

それから、農振法の問題は無いかについては、私は検討出来ませんでした。

私がこの資料を受け取ったのが9月になってからです。

これを受け付けたのが7月31日だったと書いてあります。

非常に調査期間が短い、それに対して受付から一か月もたつて我々の方に来るとするのは、どう見ても納得ができない。

と言う事で提案なんです、受付からどのようにするか、事務局及び会長がどの様に考えておるか、お願いしたいと思います。

出来れば事務局並びに担当農業委員、またはその他の農業委員によって現地調査をしていただく事として、迅速な処理を考えるべきじゃ無かろうかと思えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号番号1の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

徳本委員 どうぞ

第7番 徳本委員

今、言った事に対して答えていただければと思います。

縦断面図が無いこと対しての問題、本社からの距離対しての問題、他の法令に関する事は、事務局は感知しないと言う事でいいかどうか。

以上、返答をお願いします。

事務局

縦断面図につきましては、当初提出されていなかったもので代理人の行政書士さんに連絡したら、流水の方向は記載されておりますけど、どの様な形状で盛り土をするという事で実際ここは南半分が下がっておりまして、その部分に対して盛り土をすると他の部分は土羽にして、流水に問題が無い様に施工するとの回答をいただいて、担当委員さんにもお伝えしていたと思うんですけど。

実際、縦断面図は在りませんので今後は確認してお願いしていきたく思ってます。

次に、受付からの調査依頼ですが、なるべく早く出せるようにします。

こちら確認することが有りますので、受け付けて直ぐには難しいと思えますが、なるべく確認を急いで委員さんの方に調査依頼したいと思えます。

議長（山下会長）

どうぞ、徳本委員

第7番 徳本委員

受付からはいいんですけれども、あともう一つ、農業委員と事務局の合同立ち合いというのは設定してもらえんですか。

だから受付したのは良いが事務局がその内容を検討することは必要だと思います。

現地調査するのに農業委員が忙しい人も居ます。

他の人を誰か代わりに現地で立ち会う事が必要じゃないかと思ったんですが、その辺はどうですか、その時に資料は農業委員に渡しておく必要は有ると思いますが。

事務局

現地の立ち合いは必要と思います。

今回ちょっと調査依頼が遅くなったですね。

調査が出来なかった事は申し訳なかったと思います。

委員さんと現地調査は必要だと思いますので、今後はその様なかたちでお願いしたいと思います。

議長（山下会長）

よろしいですか。

徳本委員さん、どうぞ

第7番 徳本委員

受付からは結構ですけど、その具体的内容は今後、説明していただけるという事でいいんですか。

それと受付は書類が整っていれば直ぐに出すよと聞いていますが、それに対する審査は農業委員会事務局としては、全て農業委員会総会の場で決定して行くんでいいんですか、と、すると非常にデータが少ないですよ。

私がこの案件については色々調べたから、分かった話もあるし無い話もあるんですが、そう言った事をこの場でほとんどの人が、この内容についてはご存じ無いと思うんですよ。

そういう総会のあり方で良いのかと非常に疑問を感じました。

この案件をやっている例えばですね、書類の中に計画書が色々と有る訳ですけど、計画書の中の施工業者が書いてなかったりするんですが、どれを信用すればいいのか、誰がどういうふうに判断すればいいのか分からない。

業者を信用すれば、法的なものは全てむこうがしてくれるだと思えますけども、今までそういう事は始末書で対応したとか、結構色々と有るんですよ。

本当に業者さんを信用してよいのか、それに対して書類のチェックするのは事務局がやらなかったら誰もやらない、会長がする訳にはいかん、この点はどのようにするのか、反省点が有るとしますので改善をお願いしたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

確かに施工業者等入っておりませんでした。

この点については私どものミスでも有ります。

ただし今回、言い訳になるようですが、この申請が出てから我々の方も確認の中で不備な点が相当出てましたので、行政書士さんとも相談して、行政書士さんが申請者の会社の方に連絡して行う中で、手続きが大変遅くなったのも事実です。

また一番問題となったのが県有地の件でして、入り口が確定していないのに許可を出す訳にはいかない。

また、この場に議案として出す訳にはいかないという事で、県との話が中々付かなかった問題も在りまして、実は他の委員さんに議案をお送りしたのちに、この件だけちょっと遅れて担当委員に直接持参し口頭説明したかたちとなったので、時間が取れなかった件も有り委員さんの方にご迷惑をおかけする羽目となりました。

なるべく今後は書類を早めに整え、担当委員さんか、いらっしゃらないとか時間が無いとかなれば他の委員さんに現場で確認するなり改正していきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長（山下会長）

どうぞ、藤原委員さん

第17番 藤原委員

運送業の件なんですけど、法の根拠である会社と駐車場の距離ですね。

駐車場が変更になったら、どちらにしても運送業に変更届を出さないといけないと思いますので、その場合、距離を証明するのが地図で直線距離なので地図上で会社と駐車場と直線で結べば距離が分かるので、一つの条件となるので農業委員会の方にもその図面で距離を測った書類は付けてもらった方が、審査するのも理解出来るんじゃないかと思います。

どちらにしても運送業でそういう書類は出しますので、これがまた距離が無いとそれ以外じゃないと通らないので、それもお願い出来ればと思います。

事務局

ありがとうございます。

ご指摘いただいた点、今回、地図が小さくて本社の位置が入ってなかったので、その辺については改正していかないと考えております。

また我々としては農地法に基づいて審査している訳でして、運送法につきましては5キロメートル以内という事が有りますが、これは運送業をされてる方が司法書士さんなり行政書士さんを使って申請を出されているものであって、我々は農業委員会としてこの農地を駐車場として又は他の件でも有りますが変更できるかを審査することが主であり、距離的なものは地図を添付しますので表示しますが、それ以外の法律に関しては農地法に対して審査していく方向で進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

どうぞ 藤原委員さん

第17番 藤原委員

この申請事由が駐車場として使用するのが申請事由だったら、申請者の駐車場として該当しないのであれば、許可の対象には当たらないと思いますので、その辺が運送業と農業委員会は別だとおっしゃいますけど関係は有ると

、他の許認可と関係が絡む場合は許可に該当するか重要な要件だと思います。

距離がオーバーしていたら許可と成りませんから、駐車場としての使用は出来ないと思います。

いかがでしょうか。

事務局

確かにおっしゃる部分も有ろうとは思いますが、我々としてはあくまでもこの代理人の行政書士さんいや司法書士さんですか、有資格者が書類を出して来られてきてますので、あくまでも運送法にも基づいた上でその業者の駐車場として成り立つという判断をされた上で提出されてると思いますので、農地が駐車場になるか農業委員会として審査して頂くために、総会に議案とし提出させていただいております。

これを持って来なければ、うちは許可しないよとか言うのではなく農地法、農業委員会としての判断を持って許可を出す、出さないの決定をして頂きたいと思っています。

先だっても徳本委員の方から、河川法についての事も言われましたが、それは出される業者の方が行政書士さん司法書士さんがその会社に不備がないかを持って提出されてると思いますので、あっちの許可、こっちの許可が無いと私どもは許可を出しませんとか言うもんじゃないと判断しております。

議長（山下会長）

どうぞ、徳本委員さん

第7番 徳本委員

局長が言われる事はもっともだと思いますが、調査依頼が担当委員に来てその内容の中に、「他法令許可等を要する場合その見込みはあるか」この項目は全く必要なくなるというのかとなりますが、いかがですが。

法的には他の法律で規定されてるものについては、行政書士たちがちゃんとやるだろうという前提の下に立っていると思います。

しかしながらある行政書士に聞いた所、農業委員会に対する処理の問題については、試験的に農業委員会を試すために趣味で出すって聞いたことが有

ります。

従ってその根拠となるものが本当かどうかというものは、農業委員会としては確認すべきだと私は思います。

でないと後で問題となったとき、農業委員会は何をしてたんだという事になりかねないでしょうか、と、というのが現実ですよ、改善していただきいた

事務局

申請され先ず申請中身を見まして、他の法律に関わる点について口頭確認はしたいと思います。

他の法律に関する許可という事ですけど、周南市の農業委員会では事例として開発許可、それから市道県道の加工承認等が主なものですが、いずれにしても土地関係の造成とか事前相談をしているか等を考慮しています。

他の事例として建物なんですけど、建築許可が必要となります、そういったものは特段、資料を求めています。

以上です。

議長（山下会長）

その他ございませんか、徳本委員どうぞ

第7番 徳本委員

今、見込みが有るかどうかを確認するのにどうするかという問題なんですよ。

それを誰がやるのか話したけど、今の話で行くと農業委員にそこまでやれという事ですか。

他の法令許可等見込みが有るかどうかは、農業委員が適当かどうか出せ、これ農業委員の責任という事ですか。

それは事務局である程度判断するものだと思うんだけど違うのかなー。

まーいいや、この問題議論してもしよーがないけど改善してほしいですよ。

だから農業委員会としてどうするか、会長を含めてねこの問題を解決しないと解決にならないよ、いうふうに思います。

だから別にこの席でやる問題じゃないと思いますので、違う場を設けるべ

きだと思しますので、どうですか。

議長（山下会長）

私の方から発言させていただきます。

まず農業委員になって一か月たらず、会長になって一か月が経った訳ですが、農業委員になりまして色々私なりに勉強して参りました。

何と農業委員会、農業委員さん大変な仕事をされているんだなって事を実感しております。

やはり農地の規制の問題、自分の土地であって自分の自由にならない、それは色々な条件、制限が有る訳ですけど大変な仕事をされてると思っております。

その最前線に立っておりますのが事務局であります。

今、色々ご指摘頂きましたけど私自身も初めての事なんで、まだまだきちんと勉強して行かなくちゃいけないし、改善出来ることはしっかりと改善していき、一番最初に言いましたように公平で公正な開かれた明るい農業委員会に行きたいと思っておりますので、そういった意味で今ご指摘された内容を含めてこれから改善をしていきたい。

皆さんとお話をしまして、事務局とも話をしまして出来るだけきちんと出来るように改善して行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほかご意見はございませんか。

それでは、議案32号第1番について採決を行います。

許可することにご異議はございませんか。

（意義ありの声有り）

徳本委員 どうぞ

第7番 徳本委員

先ほどからの質疑において決議は否決します。

提出物が揃ってから賛成の意見を述べたいと思います。

以上です。

議長（山下会長）

只今、許可することにご異議がございました。

県の加工承認が下りて改めて来月に審議したいと思いますが、ご異議はございませんか。

（無しの声有り）

意義がありませんので、議案第32号番号1は継続審査といたします。

続きまして、議案第32号番号2を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

次に番号2です。

申請人は、記載のとおりです。

本件は、譲渡人である父親が居住する住宅に譲受人である息子が農業を後継する目的で住居を移されるにあたり、現家屋が老朽化により建替えの必要を要し、かつ新築の際には、山口県建築基準条例第7条の制限により既存宅地内での改築が不可能となったため、申請地に^{またが}跨って農家住宅を建築したいとの申出があったものです。

申請地は、夜市支所から北へ約2.7キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、建物立面図、現地写真は、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、7月10日の農業委員会総会で「議案第26号農業振興地域整備計画の変更について」によりご審議、ご承認をいただいております。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番 岩田委員

第3番の岩田です。

議案第32号2番について補足説明します。

本申請は親子間の贈与による権利移動許可申請になります。

地目は田、285平方メートルです。

申請地は6月の総会で農家住宅を新築するにあたり、農用地利用計画変更の承認を頂いた土地です。

各申請書は正確に記入され、親族間の権利移動なので問題ないと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号番号2の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号番号2について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号番号2は許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号番号3及び番号4ですが、申請人が同一で土地も隣接していますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、番号3及び番号4は、一括してご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、番号3が自己用住宅、番号4が桜5本の植樹をそれぞれ目的として、申請されています。

譲渡人は、何れの農地も管理が困難なため、譲受人へ譲り渡すものです。

申請地は、須々万支所から南西へ約1.3キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、平面図、建物立面図、現地写真は、配布資料のとおりです。

なお、1923番3に隣接する農地ではない土地、1927番3がありますが、これは、進入路として利用いたします。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

第3番と第4番について一括で報告します。

第3番と第4番について去る8月30日に現地を確認するとともに、9月3日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認しました。

まず第3号についてですが、現地は雑草が繁茂しており久しく交錯されていない様子でした。

本件は、譲受人が静かで自然が多い場所に住宅を建築したいという思いがあり敵地であったこと、一方、譲渡人は農地を多数所有しており管理が困難なため売買することにしたとのことです。

次に第4号についてですが、現地はこちらも2筆とも雑草が繁茂している状況でした。

譲受人は、景観をよくするために桜の木を植樹するとのことでした。

第3号の土地と隣接するところであり、管理もしやすいことから譲り受けることとしたとのことでした。

一方、譲渡人は農地を多数所有しており管理が困難なため売買することにしたとのことでした。

当地は西側が道路に面していること、東側は譲渡人所有の農地であること、また本数も5本という事で、日照を含めた植樹に伴う周りへの影響もないと思われま

す。第3号、第4号ともに関係書類も完備されており、特に問題はないと思われま

す。以上よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号番号3及び番号4の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号番号3及び番号4について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号番号3及び番号4は許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号番号5を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、議案書の2ページ、番号5です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積521.05平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル324枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地を相続したものの農業に従事できる見込みがなく、土地活用や、雑草の繁茂による近隣からのクレームなど、管理が困難となってい

たところ、譲受人が、自ら再生可能エネルギー事業を行うことにより、少しでも地球温暖化対策の力になりたいとのことから、今回の申請になったものです。

申請地は、夜市支所から南西へ約1.3キロメートル、JR山陽本線戸田駅から東へ約180メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当いたします。

その他、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番 岩田委員

第3番の岩田です。

議案第32号5番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による権利移動許可申請になります。

8月30日譲渡人と現地で意思確認及び現地確認をしました。

地目は田、1,653平方メートルです。

耕作されておりませんが草刈りはされていました。

相続したが耕作する事が出来ず管理に困っていたところへ、今回のお話があり農地を売り渡す事にしたそうです。

8月31日、譲受人である太陽光発電業者さんとは電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りで問題はないと思われま

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号番号5の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号番号5について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号番号5は許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号番号6を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

次に番号6です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、1594番がパネル設置面積245.31平方メートル、発電出力22キロワットの太陽光パネル128枚、1595番がパネル設置面積275.98平方メートル、発電出力33キロワットの太陽光パネル144枚を設置するものです。

譲渡人は、休耕しており管理も困難となったため、譲渡人からの申し出に応じたものです。

申請地は、須々万支所から南へ約1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満

たしています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

第6番について去る8月30日に現地を確認するとともに、9月8日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認しましたので報告します。

現地は2筆とも雑草が繁茂しており、久しく耕作されていない様子でしたが、ある程度は草刈りもされ管理されていました。

本件は譲受人が太陽光発電業を実施するために、施設設置条件の良い土地を探しており、敵地であることから取得するものです。

譲渡人は休耕をしており、今後耕作の予定がないことから譲受人からの要望により売買に同意したとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査しました。

また隣に自治会館が有りますが確認をされたとのことでした。

特に問題はないと思われまます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号番号6の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号番号6について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号番号6は許可と決定いたします。

以上で、議案第32号を終わります。

続きまして、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

続きまして3ページ、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

本議案につきましては、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

農林課大木主査

それでは、議案第33号農地経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして10月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、鹿野地区2件11筆の案件です。

農地中間管理機構への貸し付けは今回はございません。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第33号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号について、採決を行います。

決定とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第33号を終わります。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第29号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして4ページ、報告第29号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することについては、農地法第4条第1項第8号に規定され、許可は不要とされており、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして5ページおよび6ページ、報告第30号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」、市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は7件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「現況証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして7ページから9ページ、報告第31号「現況証明について」、登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき交付する証明書で、今回は9件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、議事日程第4、議決事項の追加に入ります。

それでは、議案第34号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、本日お配りしました追加の議案書をご覧ください。

議案第34号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を、ご説明いたします。

9月4日付けで、米光・馬神地区の藤井勝美推進委員さんから、一身上の都合により、辞任届が提出されました。

この推進委員の辞任につきましても、農業委員会等に関する法律第23条で正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得てできると、なっておりますので、この度お諮りするものです。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第34号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号について、採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号は同意することに決定いたします。

以上で、議案第34号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和2年第10回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時51分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年9月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 原 田 雅 之

委 員 岩 田 実